

御浜町職員採用試験（A日程）募集要項

令和9年4月採用

事務職（一 般）

事務職（情報処理）

技術職（土木・建築・電気・機械）

御浜町役場 総務課

1. 職種及び採用予定数等

	職 種	採用予定数
一般行政職	事務職（一般）	3名程度
	事務職（情報処理）	1名程度
	技術職（土木・建築・電気・機械）	1名程度

※受験申込は、一人一つの職種に限ります。複数の職種に申し込むことはできません。

2. 業務内容及び採用予定年月日

御浜町職員として、上記の職種の業務に従事します。

なお、将来の異動でほかの業務に従事する場合があります。

採用予定年月日は令和9年4月1日です。ただし、卒業見込みの方が卒業できなかった場合、履修・資格取得見込みの方が履修・資格取得できなかった場合等は、採用を取り消します。

3. 受験資格

【全職種共通】

- ① 学校教育法に定める高等学校以上の教育課程を卒業した人または令和9年3月末までに卒業見込みの人（ただし、高等学校卒業見込みを除く）
- ② 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれにも該当しない人

【事務職（一般）】

- ① 平成4年4月2日以降に生まれた人

【事務職（情報処理）】

- ① 昭和62年4月2日以降に生まれた人
- ② 経済産業省における情報処理技術者試験の資格を有する人
(ITパスポート試験と初級システムアドミニストレータ試験を除く)

【技術職（土木・建築・電気・機械）】

- ① 昭和62年4月2日以降に生まれた人
- ② 下記の（ア）または（イ）に該当する人
 - （ア）学校教育法に定める高等学校以上の教育課程において、土木技術・建築技術・電気技術または機械技術のいずれかの専門科目を履修し卒業した人または令和9年3月末までに卒業見込みの人
 - （イ）民間企業等において土木技術・建築技術・電気技術または機械技術にかかるいずれかの職務経験（設計、施工管理、維持管理等）を令和8年5月末時点で3年以上有する人

《民間企業等における職務経験について》

- ①民間企業、公務員、法人・団体等において、1週当たりの所定労働時間が30時間以上の期間が該当します。
正規・非正規などの雇用形態は問いません。
- ②職務が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数箇所勤務した場合は、いずれかひとつを職務経験の対象とします。
- ③月の途中で就労・退職は、月の半数以上の勤務日があれば1か月とみなし、期間を通算します。
- ④産前産後休暇は職務経験に含みますが、育児休業、病気休職等は含みません。

※合格者（全職種共通）には、卒業証明書、在職証明書等の証明書類の提出を求めます。資格要件を満たしていることが確認できなかった場合は、採用を取り消します。

※地方公務員法第16条（欠格条項）

- 1号 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2号 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3号 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験の日時、会場等

- 試験日 令和8年6月21日（日）
- 開始時間※ 午前8時45分から
- 会場※ 御浜町役場庁舎内会議室
※受験者が多数の場合は、開始時間・会場を変更する場合があります。
- 合格発表 令和8年7月1日（水）
- 試験の内容

【事務職（一般・情報処理）技術職（土木・建築・電気・機械）】

試験	内容	出題数	解答時間
教養	時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	40題	120分
作文	文章能力等をみる（当日テーマ発表）	1題	60分
面接	個人面接又は集団面接		

5. 受験手続

(1) 申込方法（インターネットによる申込み）

以下のURLまたは二次元コードにアクセスし、申込フォーム（Logo フォーム）から受験申込内容を入力・送信してください。

<https://logoform.jp/form/aQkz/677872>



(2) 申込受付期間

令和8年5月18日（月）午前8時30分から

令和8年6月10日（水）午後5時15分まで

※ 受付期間内に申し込みが完了しなかった場合は、受験できません。

※ 受付開始日及び終了日を除き、受付期間中は24時間申し込みを受け付けますが、受付期間終了直前は、システムが混みあうこと等により申し込みにかかるおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。

6. その他

やむを得ない事情によりインターネットによる申込みができない場合

受験申込みは、原則、インターネットによる申込みとなりますが、やむを得ない事情により、インターネットによる申込みができない場合は、郵送による申し込みを受け付けます。

※やむを得ない事情について

下記の項目に該当する場合はやむを得ない事情とします。

- ・インターネットに通信可能なパソコン・スマートフォンを所持していない。
- ・その他インターネットに通信可能な場所を利用できない。
- ・障がい等によりインターネットの利用ができない。

(1) 提出書類

①受験申込書……御浜町交付のもの

(町公式ホームページでダウンロード可)

②写真……縦4cm×横3cmを1枚 (受験申込書に貼付)

提出前3か月以内に撮影し正面脱帽で本人と確認できるもの

③職務経歴書……3. 受験資格【技術職(土木・建築・電気・機械)】の②(イ)に該当する人のみ

技術職の職種を受験する人のうち、民間企業等においてその職種にかかる職務経験を令和8年5月末時点で3年以上有する人は、職務経歴書の提出が必要です。(総務課窓口・町公式ホームページで取得可)

(2) 提出先

御浜町役場 総務課

(〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1)

(3) 受付期間

5. 受験手続の(2) 申込受付期間と同じ期間(郵送の場合は必着とします)

延期になる場合について

試験日当日、当町に警報が発表されているなどの緊急時は、試験の実施を延期する場合があります。その場合は、午前7時時点で実施か延期かを判断し、町公式ホームページ (<https://www.town.mihama.mie.jp>) 及び申込フォームにて登録したメールアドレスへのメールにてお知らせします。

[問い合わせ先]

御浜町役場 総務課 総務係

TEL:05979-3-0505 E-mail:m-soumu@town.mihama.mie.jp